

秋田地方裁判所委員会第14回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成21年5月27日(水)午後3時から午後5時まで

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員, 敬称略, 五十音順)

河村吉晃, 佐川博之, 佐野元彦, 杉山陽子, 高山万紀子, 三浦清, 馬場純夫,
布村希志子

(ゲストスピーカー) 鈴木陽一裁判官

(説明者)

小野事務局長, 清野事務局次長, 鎌田民事訟廷管理官, 齋藤刑事訟廷管理官,
藤井主任書記官

(庶務)

鈴木総務課長, 成田検審局長, 星庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 秋田地方裁判所長あいさつ

5 テーマについて

(1) 裁判員制度実施の運用の展望等についての説明(齋藤刑事訟廷管理官)

冒頭, 説明者が, 模擬裁判の結果を踏まえた施行後の対応及び調査票の回答
状況等について資料に基づいて説明し, 委員から次のような意見が出された。

が委員長, が委員, が説明者, がゲストスピーカーの発言(以下
同じ。)

参加困難月の調査結果を踏まえ, 実際の裁判員裁判の開廷時期に影響があ
るのか。例えば, 12月が参加困難月であるということだが, その前後の月
にずらすことなど, 何か考慮することはあるのか。

裁判員裁判そのものは、参加困難月とは関係なく粛々と進めることとなると思われる。

参加困難月の前後に裁判をずらすということはない。参加困難月は、辞退の申出をする人が多いだろうという推測が働くので、裁判員候補者として呼び出す人数を多目にしなければならないと思われる。裁判員裁判の対象が重大な事件で、身柄が拘束されていることが多いと予想されるし、訴訟関係当事者としては、1か月以上裁判員裁判のための準備期間があるので、公判期日を調整することはそれほど難しくないと想定している。

裁判員候補者から辞退事由を疎明する資料の提出がない場合は、その事実を確かめることになる。できれば裁判員にはなりたくないという意向であれば、その実態は分からないので、1度裁判所に来ていただき裁判員候補者の説明を聞いた上で判断することになるのではないかと考えている。

全般的に裁判員にはなりたくないと考えている人が多いようであるが、より広報活動を強めて、是非裁判員になってみたいという方向に制度趣旨が伝わるとよい。

辞退事由の具体的な記載がないと、業種によってはなりたくない意思が明確には分かりづらい面がある。調査票の記載例の仕方に、もう少し工夫が必要ではないかと思う。

また、裁判員裁判制度が定着してくれば、国民の意識も変わってくるのではないか。企業側でも休暇制度や就業規則を定めるとか、個人事業主も裁判員裁判のために3日間は休業するなどが当たり前となり、参加困難を理由とする辞退申出が少しは減っていく可能性があると思われる。

はっきりと辞退事由が記載され、なるほど納得できるというのであればよいが、1年間を通じて参加困難というだけであれば、どのように扱うべきかということになる。

参加困難月等の調査結果の分析について、数字的なものは分かるが、ポイントとなる説明が足りないのではないか。国民の義務としてやっていこうということで制度ができたのであるから、辞退事由が単に「仕事が忙しい。」

ということだけでは通らないと思う。例えば、理容院などは特定の月は「どうしても忙しい。」というのであれば、それに配慮せざるを得ないが、問題は、どうしたら障害を超えられるかに尽きるのではないか。これまで、裁判所が県知事や秋田市長などと保育施設の確保や障害者等の適切な対応に向けて具体的に行動をしてきており、調査結果の分析の大切さも分かるが、分析に基づく否定的な部分を強調するだけでなく、裁判員候補者の実情をきちんと把握した上で、辞退がやむを得ないと思われる事情をできるだけ少なくしていくことが必要である。

調査票の回答書に資料を添付して返送する人はまずいないだろうし、いたとしても数人という状況であろう。質問ができる場に来てもらえば、面接によって資料がなくても辞退を認めるという場面が作れるので、その運用が望ましいのではないか。

資料の添付を求めるわけではないが、資料がないとどうしても推測的にならざるを得ない。秋田市から遠い地域に住んでいる人に、1回でも裁判所に足を運んでもらうのは交通機関の利便性から、かなりの負担を感じると思われる。

辞退事由が抽象的であれば、現実に出頭しない場合に、仕方がないという扱いにしかできないのではないか。

5月、6月の典型的な田植え時期には、農業従事者をあらかじめ裁判員候補者から外すということも考えられる。

1,200人の候補者の中から定型的な辞退事由で400人が外れると、残りは800人となるが、秋田地裁の裁判員裁判の対象事件が年間で12件ということであれば、候補者が不足することはないと思われる。

種々の辞退事由があると思われるが、裁判員裁判制度を定着させていくことと、国民の意識の高揚を図るとの観点から、安易には外さず一応呼出しを行うことでよいのではないか。そのためには、しっかりとした呼ぶ呼ばないの線引きをしていけばよいのではないかと思う。

以上を参考にし、今後の裁判員裁判の手續経過を検証した上で、更に検討

することとする。

(2) 利用しやすい裁判所について

「労働審判事件の処理状況」についての説明（鈴木裁判官，鎌田民事訟廷管理官，藤井主任書記官）

冒頭，説明者（鎌田民事訟廷管理官）が，労働審判制度及び労働審判事件の処理について資料に基づいて説明し，更に鈴木裁判官及び藤井主任書記官が実際の労働審判事件の処理状況を説明した。これに関し，委員から次のような意見が出された。

秋田の新受事件数がここ3年間で14件であり，地位確認等の非金銭事件と金銭事件の対比が2対1のようだが，全国と比較してその事件数の少なさと非金銭事件及び金銭事件との相対関係については，どのように分析しているのか。

秋田県民の大人しい気質からか，裁判まで争いを持ち込む気風が低く，なるべく裁判外で解決したいという当事者の意識が強いため，話し合いで解決しているので，それが事件数の少なさに表れていると理解している。したがって，裁判外で解決できなかったこじれた事案が持ち込まれるので，その結果，調停が成立しにくく，審判に至るように思われる。

非金銭事件の内容は，一般的には解雇されたことによる地位の確認が多いが，企業側から労働契約の不存在確認という実例もある。他方，金銭事件は賃金等の支払を求める事案が多い。

労働審判事件がその解決のために簡単にできる手続きであることが，余り認識されていないということはないのか。

申立件数が少ないのは，一般の方に制度が周知されていない可能性があるかと推察している。

3回で審理が終了するということから，簡易な手続きであるとは思われているが，実際には事前準備が大変だということも理由ではないか。

審理手続を3回以内で終了させる規定があるため，事件を委任された弁護士は，不足なく準備をしてくる一方，本人が申し立てた事案では，準備に苦

慮しているケースもある。

第1回の審理手続に臨むに当たり、かなり充実した準備をしていないと以後の審理手続が円滑に機能しないことから、弁護士に委任することによりスムーズに行えているケースが多い。平成18年、平成19年の労働審判事件では、不正があって解雇された事例であったが、平成20年の労働審判事件は、紛争性の高い事案であった。

交通事故の紛争を解決する申立てについては、定型的な申立書等があると思われるが、労働審判事件の定型的な申立書等はあるのか。

労働審判事件は、様々な形態があるので、定型的な申立書等を用意してはいない。担当者が手続案内で、必要な事項を教示しているのが実情である。

自分の所属機関では、パワハラ等の問題で、その職場に指導をするなどの対応をしているが、労働関係問題では、例えばユニオン等の他の機関と連携するなどして、相談等の案件に応じて関連する機関の利用を案内することなどもよいと思われる。

秋田労働局が主催する年1回の協議会があり、秋田県と裁判所も参加している。それぞれの機関からは、取扱件数や処理の実情が紹介されているが、各機関同士での斡旋は行っていない。

パンフレットによると平均審理期間が75.3日と記載されているが、この期間はどのように理解するのか。

訴訟は1か月に約1回の割合で期日が開かれるが、労働審判は1期日ごとの審理をかなり充実させ、迅速性を重視しているため、平均審理期間は許容範囲内だと思っている。

一般市民から労働紛争に関する相談を受けた場合には、地裁委員の立場として、裁判所の労働審判手続についてPRして差し支えないか。

是非PRしていただきたい。

6 次回開催日時及びテーマについて

今回は、平成21年11月27日(金)午後3時に開催することとし、裁判員制度の検証をテーマとして、場合によっては、家庭裁判所委員会と合同

で開催したいかがか。

了承した（出席委員全員）。

7 閉会